中央会情報 2006 No. 98

~ 目 次 ~

平成18年度中小企業等関係予算の概要	
 ・経済産業省予算案の概要 ・新産業創造戦略関係の重点予算 ・産業人材施策の概算要求 ・産業技術関連予算案の概要 中小企業関係予算案等の概要 (中小企業庁) 知的財産政策関連予算案等の概要 (特許庁) 	
中小企業関係税制改正の概要	
平成18年度税制改正より	30
人口減少社会における労働政策の課題	
平成17年度版労働経済白書より	40

平成18年度中小企業等関係予算の概要



経済産業省予算案の概要



【ポイント】

中期的な経済発展を見据え、「新産業創造戦略2005」を軸とした重点化を図り、メリハリをつける。

特に、景気回復を中小企業や地域経済の活性化につなげるべく、中小企業の技術開発、人材育成、中心市街地の活性化、地域の産学官連携支援等を進める。 また、知財立国の実現、重点分野の研究開発支援、東アジア大などの対外政策の展開、環境問題への対応などを推進する。さらに、エネルギー特別会計については、予算の重点化を行うとともに、抜本的な整理合理化を図る。

「」が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

また、政策のテーマ毎に関連予算を整理しているため、複数の項目に重複して計上されている予算がある。

単位:億円 18年度予算案(17年度予算額)

イノベーションを通じた競争力ある産業群の創出

- 1 高度部材・基礎産業の重点施策パッケージの構築

(1) 基礎技術を担う企業群の重点的支援

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出のため、優れた基盤 技術を有する中小企業の研究開発等に対し、「中小企業のものづくり基盤技 術の高度化に関する法律(仮称)」による法的措置を含めた総合的な支援を 行う。

川上・川下ネットワーク構築支援事業

2.0 (新規)

基盤技術を担う中小企業 (川上) と重要産業 (川下) 間のネットワーク構築等の取組みを支援。

戦略的基盤技術高度化支援事業

64.0 (新規)

鋳造、めっき等の基盤技術の高度化に向けた研究開発を行う中小企業を支援。

高専等活用中小企業人材育成事業

4.0 (新規)

地域の高専等と連携し、地元の中小企業のニーズに即した人材育成プロジェクトを実施する。

中小企業への計量標準供給基盤強化事業

5.5 (新規)

試験検査機関等を中核とした、製品の精度・信頼のための計量標準供給体制を 構築する。

中小企業基盤技術継承支援事業

4.9 (新規)

技術、技能のデジタル化による継承支援や、商工会・商工会議所の知財相談窓 口整備を支援。

(2) 高度部材産業の強化

我が国製造業を支える高度な部材産業群の「すり合わせ力」を一層強化する ため、ユーザー製造業等との連携 (川上・川下連携) や地域産学官連携によ る研究開発を支援する。

新産業創造高度部材基盤技術開発

43.7 (新規)

情報家電、環境エネルギー等の重点産業分野に必要な高度部材の開発を支援。 地域新生コンソーシアム研究開発事業 (地域モノ作り革新枠) 24.8 (18.0) 地域の産学官連携による、多様な製品を支える高度部材の実用化開発を支援。

- 2 人材、技術等の知的資産を重視した政策の展開

(1) 産業競争力向上に資する人材の育成

我が国経済を支える産業人材について、産業界のニーズを的確に反映した高度な人材育成を図るとともに、中小企業の人材育成・確保などへの対策を実施する。

製造現場における中核人材の育成

24.8 (23.7)

産業連携により、製造現場の中核人材育成のための教育カリキュラム開発等を 行う。

サービス産業人材育成事業

8.6 (7.7)

集客交流、医療経営、コンテンツ等の分野で人材育成のための教育カリキュラム開発等を行う。

若者と中小企業とのネットワーク構築事業

19.0 (新規)

やる気ある若者と、魅力ある中小企業との地域レベルの就職ネットワーク構築 を支援する。

高専等活用中小企業人材育成事業【再掲】

企業等OB人材活用推進事業

5.2 (5.1)

企業等のOB人材の研究・ノウハウを有効活用するためのマッチング事業を行う。

中小企業少子化対応経営普及事業

0.9 (新規)

仕事と育児の両立ができる職場づくり等の成功事例の分析・普及を行う。

その他、MOT、CIO等経営人材や中小企業向けの高度経営アドバイザー育成、産業界ニーズに応じた大学活動の実現のための評価手法の開発等を行う。

(2) 若者の就業促進等に向けた環境整備

「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(16年12月) に基づき若年者の就業促進に向けた環境整備を図る。

若者のためのワンストップサービスセンターの整備 (ジョブカフェ)

52.5 (52.5)

若者に、カウンセリング・研修などの雇用関連サービスを 1 ヶ所で提供するセンターを整備する。

ドリームゲート (起業家輩出事業)

Web サイトを通じた「起業・独立」に関する各種支援サービス、インターンシップ事業等を行う。

その他、地域の企業・NPO等のアイデアを活用した小中高校段階からのキャリア教育や若者の起業家マインドの涵養を図るための起業家教育等を促進する。

(3) 研究開発促進と生産性の向上

「新産業創造戦略2005」を踏まえ、「技術戦略マップ」に基づいて、18の研究開発プログラムを実施し、効果的な研究開発を促進する。

研究開発プログラ関連予算総額

2189.7 (2307.5)

(4) 知的財産の適切な保護強化

知的財産立国の実現のため、特許審査の迅速化、アジア地域等における模倣 品・海賊版対策の強化等により知的財産の適切な保護の強化を図る。

世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現

767.9 (750.5)

任期付審査官の大幅増員 (98人)、先行技術調査の外注拡大 (167億)、システム最適化 (27億) 等を行う。

アジア地域等における模倣品・海賊版対策

13.2 (13.0)

侵害国政府への要請、各国の知財関連人材の育成、消費者への普及啓発等を行 う。

その他、知財本部決定に基づき知財侵害状況調査制度を実施するほか、中小企業等の権利取得支援のための相談事業や地域知財戦略本部事業等を推進する。

- 3 新産業創造戦略の戦略7分野の施策の強化

「新産業創造戦略2005」を踏まえ、戦略7分野に関する施策の更なる具体化を図る。

(1) 燃料電池分野

燃料電池・水素に係る技術開発・導入促進等

340.4 (354.0)

水素用材料に関する研究拠点の創設、定置用燃料電池市場立上げのための大規模実証等を行う。

(2) 情報家電分野

高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム

210.4 (232.0)

半導体等コアデバイス、高速大容量情報通信・蓄積、情報家電の高度化技術等 の研究開発を行う。

情報家電センサー・ヒューマンインターフェイスデバイス活用技術開発

5.1 (新規)

情報家電の消費者利便に資する技術の相互連携のための基盤技術開発・仕様共通化を行う。

その他、情報家電によるサービスプラットフォーム構築に向け、ソフトウェア の開発実装による実証実験を行う。

(3) ロボット分野

21世紀ロボットチャレンジプログラム

28.2 (37.3)

実環境下でのロボット導入に必要な安全性確保の手法開発等を行う。

(4) コンテンツ分野

映像コンテンツ共同製作基盤整備事業

2.0 (新規)

人材ネットワーク強化のためのデータベース構築、制作者のマッチング等を行う。

その他、東京映画祭等のコンテンツ国際展開支援、アジア地域の海賊版対策等を行う。

(5) 健康・福祉分野

健康安心プログラム

134.1 (138.2)

遺伝子機能の解析等バイオ技術による創薬・診断の基盤技術や、高度な医療機器の開発等を行う。

植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発

11.2 (新規)

植物機能を活用して有用なタンパク質等の高付加価値物資を生産するための技 術開発等を行う。

サービス産業創出支援事業【後掲13項参照】

地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業

2.8 (新規)

診断・治療支援に必要な動画像等を医療機関間で送受信するための通信手順の標準化等を行う。

(6) 環境・エネルギー分野

省エネルギー技術開発プログラム

522.5 (511.7)

省エネルギー技術開発を体系化し、波及効果及び投資効果の大きい技術開発を 重点的に推進する。

新エネルギー技術開発プログラム

581.9 (587.4)

太陽光発電等新エネルギーの導入に資する技術開発やフィールドテスト等を推進する。

地球温暖化防止新技術プログラム

67.6 (66.3)

二酸化炭素の回収・貯留、代替フロン等 3 ガスの排出抑制に係る技術開発等を 行う。

3 R プログラム 12.9 (12.7)

建築物の長寿命・省資源化を図るための革新的な構造材料の開発等を行う。

民間航空機基盤技術プログラム

39.6 (76.1)

燃費や環境性等に優れた機体・エンジン完成機開発及びそれらを支える要素技 術開発等を行う。

(7) ビジネス支援分野

電子タグ活用基盤整備事業

9.5 (31.0)

電子タグの低価格化に関する技術開発、利用分野での実証実験を総合的に展開する。

- 4 創業、再編、事業再生等の経営資源の有効活用のための基盤整備

挑戦を促す社会をつくるため、起業意識の喚起や再生支援の仕組みを整備する。 また、流通システムの国際標準化への対応を支援する。

中小企業再生支援協議会事業

30.5 (29.7)

常駐専門家によるアドバイス、個別支援チームによる再生計画策定等の支援を行う。

ドリームゲート (起業家輩出事業)【再掲】

起業家教育促進事業

3.4 (3.0)

小中高校生を対象に、体験参加型の起業家教育プログラムを全国のモデル自治体において実施。

流通・物流システムの情報化・標準化推進事業

32.0 (新規)

IC タグ国際標準化推進のための実験、商品データ共有化システムの構築等を行う。

対日直接投資促進事業

9.6 (9.5)

自治体の外国企業招聘等の支援等を行い、対日直接投資を促進する。

その他、大学発ベンチャー支援等を行う。

- 5 競争力強化の基軸・基盤としての安全・安心な社会システム構築

製品安全規格体系の整備、国際標準化、計量標準の整備、アスベスト代替化促進、情報セキュリティ対策推進等により、安全・安心な社会システムの構築を進める。

(1) 製品・企業の信頼性の向上と競争力強化

階層的製品安全規格体系の整備

1.0 (新規)

消費生活用製品全体に渡る安全体系構築のため、基本安全規格・グループ安全 規格の策定等を行う。

計量標準整備体制の抜本的強化

1.7 (新規)

関係研究機関の連携の下、測定方法の開発や標準物質の製造等行い、計量標準 整備体制を強化。

アスベスト代替化促進のための実証事業等

2.4 (新規)

アスベスト代替製品の安全性・信頼性に係る実証実験、代替製品の改良・開発等を行う。

その他、環境問題等社会ニーズに対応した基準創成に関する調査、中小企業の 技術力を活用した国際標準案作成のための研究開発等を実施する。

(2) 利用者が安心して取引を行うことができる安全基盤の整備

コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業

17.6 (12.8)

ソフトウェア等の脆弱性関連情報の拡大予防に資する体制整備等を行う。

企業・個人の情報セキュリティ対策事業

17.8 (16.5)

技術的対策と組織的対策の両輪による総合的な情報セキュリティ対策を推進。

産学連携ソフトウェア工学実践事業

9.7 (9.0)

ソフトウェアの信頼性の向上のため、産学連携の下エンジニアリング手法の開 発等を行う。

その他、インターネット取引における消費者保護・クレジット取引の信頼性向上に向けた調査等を実施。

東アジア大などの対外経済政策の展開

東アジア地域との経済連携協定 (EPA) 等を積極的に推進するとともに、貿易投資環境の整備を促進する。

経済連携促進のための産業高度化推進事業

8.0 (新規)

我が国と相手国・地域の双方の産業高度化を推進するための人材育成支援等を行 う。

経済連携協定促進産業育成等支援事業

1.2 (新規)

相手国・地域の産業の競争力強化につながる技術協力支援、ビジネスマッチング 等の事業を行う。

東アジア大等の対外経済政策推進対策

1.7 (新規)

投資、産業金融、知財、産業統計について、各国の制度調和を目的とする調査・ 分析を行う。

経済産業人材育成支援事業

71.4 (72.6)

開発途上国の産業人材育成や産業構造改革を支援するため、研修、専門家派遣等を行う。

アジアOSS基盤整備事業

3.4 (3.4)

アジア地域におけるOSSの基盤整備・普及のため、OSSに係る技術開発や人材育成を実施。

その他、アジア・アフリカ諸国を対象とした生産性向上支援等を実施。

エネルギー・環境政策の推進

(1) 柔軟で強靭なエネルギー需給構造の構築・環境への配慮

省エネ、新エネ対策の一層の強化、安全確保を大前提とした原子力の推進、 運輸部門における燃料多様化の推進等に取り組む。

エネルギー使用合理化事業者支援事業

259.7 (202.9)

事業者の省エネ関連整備導入等を支援するため、補助事業を推進する。

新エネルギー事業者支援対策事業

352.7 (345.0)

「新エネ法」に基づいた利用計画に従って新エネルギーを導入する事業者に対 して補助を行う。

原子力安全・防災・核物質防護対策関連予算

336.0 (348.8)

高経年化対策等の原子力安全対策の強化や原子力防災・核物質防護対策を着実 に推進する。

電源立地地域の振興

1156.9 (1342.0)

電源三法交付金制度等により、電源立地地域の振興を図る。

原子力技術開発の推進

133.7 (129.6)

20年ぶりの次世代軽水炉開発への着手、核燃料リサイクル、廃棄物処分の技術開発を行う。

その他、風力発電系統連携対策補助金、バイオマス由来燃料の利用のための調査、GTL技術の確立等を推進。

(2) 資源燃料確保戦略の強化等による安定供給の確保

石油・天然ガスの自主開発の推進と供給源多様化等の資源戦略を展開する。また、石油備蓄の効率的な推進、天然ガス等の環境調和的な利用等を推進する。

石油・天然ガスのロシア等戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化 340_3 (237_7) (注)

(注) 石油公団から承継した資産への出資等762.3億は含まない。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資・債務保証や地質構 造調査等を実施。

石油・天然ガスの我が国における権益の保全

256.1 (230.6)

我が国周辺海域における地質構造の調査等の適切な実施、3次元物理探査船の 建造等を行う。

石油備蓄関係予算 (LPガス備蓄を含む)

1769.4 (2249.5)

石油の国家備蓄水準の引き上げ、LPガス国家備蓄基地建設の推進等を行う。

天然ガスの需要拡大支援

134.7 (142.4)

工業炉等の使用燃料を、環境負荷の少ない天然ガスへ燃料転換する際の補助等 を行う。

その他、石油精製高度機能融合技術開発等を実施。

(3) アジア大でのエネルギー・環境政策の推進

アジアにおける石油備蓄の導入・強化を含めたエネルギー安全保障の強化

19.5 (10.0)

APEC域内のエネルギー需給見通しの策定、エネルギーデータベースの充実等を行う。

その他、受入研修やモデル事業等によるアジアの省エネ・新エネ協力や、環境調和型石炭利用技術の普及可能性調査等を実施。

(4) 温暖化対策

京都メカニズムクレジット取得に向けた施策の着実な推進 39.1 (37.0) 政府による京都メカニズムクレジット取得制度等の構築を行う。 その他、代替フロン等 3 ガスの排出抑制に資する技術開発等を実施する。

(5) 世界に先駆けての持続可能な資源循環システムの構築

金属資源素材供給可能性等調查事業

0.7 (新規)

有用金属についての使用・回収実態調査等を行う。

中小企業の活性化と地域経済の再生

- (1) 基盤技術を担う企業群の重点的支援【再掲】
- (2) 中小企業における人材育成・確保【再掲】
- (3) 中小企業金融の円滑化

無担保・無保証融資の拡大や、信用補完制度の見直しなどにより、中小企業 金融の円滑化を図る。

中小公庫による証券化支援業務

45.0 (35.0)

中小企業向け無担保融資の一層の推進を図るため、対象企業層の拡大等を行う。 信用保証協会基金等補助金 54.0 (54.0)

中小企業金融の円滑化・適切な制度見直しのため、信用保証協会の財政基盤の 強化を図る。

その他、売掛債権や在庫等を担保とした融資の取組強化など、無担保・無保証 融資の拡大を図る。

(4) 中心市街地の活性化支援

中心市街地活性化法を改正し、都市機能の集約、商業の活性化等に一体的に 取り組む地域に対して、集中的かつ効率的な施策の実施の観点から総合的に 支援する。

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

59.1 (41.0)

改正法に定める事業計画等に基づく商業等活性化事業に対し、施設整備やソフト面の支援を行う。

少子高龄化等対応中小商業活性化支援事業

28.9 (新規)

空き店舗を利用した保育所や、バリアフリー歩道の整備等先導的な商業施設の 整備等を支援。

その他、専門家による助言や成功ノウハウのマニュアル化を行う。

地域経済の再生

広域市町村圏の産業振興ビジョン策定、地域の産学官連携支援、サービス産業 振興等により地域経済の再生を進める。

(1) 広域市町村の自立的経済発展を促す支援

広域市町村圏産業振興ビジョン調査モデル事業

1.2 (新規)

広域市町村連携による地域活性化への取組を促すため、産業振興ビジョンの策 定等を行う。

その他、広域市町村の連携による新事業支援施設等の整備・集約化を支援する。

(2) 産業クラスター計画の推進等

地域新生コンソーシアム研究開発事業 (中小コンソ含む) 162.9 (135.9) 産学官の強固な共同研究体制の下で、省エネ技術も含め、実用化に向けた高度な研究開発を行う。

その他、地域における産学官の「顔の見えるネットワーク」の形成や新事業支援施設の整備、及びインキュベーション・マネージャーの育成を支援する。

(3) サービス産業の革新

サービス産業創出支援事業

29.4 (35.5)

健康、集客交流、育児関連サービス等の地域サービス産業の先導的な取組を支援する。



新産業創造戦略関係の重点予算



《() 内は17年度予算、単位は億円》

総額1.078 (873)

(一般会計分)

(1) 高度部材・基盤産業の重点施策パッケージの構築 96

中小企業基盤技術革新事業 (モノ作り基盤事業)

【66 (新規)】

鋳造、めっき等の基盤技術の高度化に向けた研究開発を行う中小企業への支援等を行う。

中小企業への計量標準供給基盤強化事業

【6 (新規)】

試験検査機関等を中核とした、製品の制度・信頼性向上のための計量標準供給体制を構築する。

(2) 産業人材の育成・活用 191

若者と中小企業とのネットワーク構築事業

【19 (新規)】

やる気のある若者と、魅力ある中小企業との地域レベルの就職ネットワーク構築を支援する。 製造現場における中核人材の育成 【28 (24)】

産学連携により、製造現場の中核人材育成のための教育カリキュラム開発等を行う。

(3) 東アジア経済圏の構築 32

経済連携促進のための産業高度化推進事業

【8 (新規)】

我が国と相手国・地域の双方の産業高度化を推進するための人材育成支援等を行う。

経済連携協定促進産業育成等支援事業

【1 (新規)】

相手国・地域の産業の競争力強化につながる技術協力支援、ビジネスマッチング等の事業を行う。

(4) 戦略分野の技術開発(情報家電、ロボット、健康福祉等) 395

高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム

【35 (34)】

半導体等コアデバイス、高速大容量情報通信・蓄積、情報家電の高度化技術等の研究開発を行う。

健康安心プログラム

[134 (138)]

遺伝子機能の解析等バイオ技術による創薬・診断の基盤技術や、高度な医療機器の開発等を行う。

(5) 地域再生 (産学連携技術開発、サービス産業創出等) 193

地域新生コンソーシアム研究開発事業

【108 (83)】

産学官の強固な共同研究体制の下で、実用化に向けた高度な研究開発を行う。

サービス産業創出支援事業

[29 (23)]

健康・集客交流等の地域サービス産業の先導的な取組を支援する。

(6) その他 (中小企業新連携、情報セキュリティ等) 171



1. 産業競争力向上に資する人材の育成

ものづくり・サービス分野等の専門職大学院の設置促進等による高度人材育成プログラムの充実や産業界のニーズに応じた教育実施のための大学評価手法の開発等を行い、産業競争力向上に資する人材育成環境の整備を図る。

産業連携製造中核人材育成事業 【28.4億円(23.7億円)】

サービス産業人材育成事業 【 6.6億円 (4.4億円)】

人材育成評価推進事業 【 1.0億円 (1.0億円)】

2. 中小企業における人材育成・確保

高専等を核とした人材育成システムの構築等により、中小企業における人材 育成・確保を図る。

若者と中小企業とのネットワーク構築事業 【19.0億円 (新規)】

高専等活用中小企業人材育成事業 【 4.0億円 (新 規)】

企業等OB人材活用推進事業 【5.2億円(5.1億円)】

3. 若者の就業促進に等に向けた環境整備

ジョブカフェ、キャリア教育等を一層推進し、若者の就業促進に向けた環境整備を図る。

若年者のためのワンストップサービスセンターの整備 【52.5億円 (52.5億円)】

地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト 【 4.4億円 (3.4億円)】

起業家教育促進事業 【 3.4億円 (3.0億円)】



産業技術関連予算案の概要



科学技術振興費

18年度予算案 1,442億円 (17年度予算額 1,423億円)

(参考) 科学技術関係経費18年度予算案:5,581億円(17年度予算額:5,907億円)

うち一般:1,915億円 (1,913億円) うち石特:2,073億円 (2,202億円) うち電特: 918億円 (1,100億円)

注)「 」が付された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、 今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

ポイント

「科学技術創造立国」の実現に向け、以下の重点施策への取組を通じて「新産業 創造戦略」を核としたイノベーションを創出し、我が国の産業技術競争力の強化及 び生産性の向上と、その自律的な達成に向けた環境整備を図る。

1. 研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化

「技術戦略マップ」を活用し、政策目標の実現シナリオの産学官での共有を図ること等により、効果的な研究開発を促進する。また、研究開発施策と導入支援、標準化等の関連施策との一体的取組 (「研究開発プログラム」) を強化し、新産業の創造につなげる。

2. 産学連携の多面的な展開

製造現場における中核人材、技術経営 (MOT) 人材等、産業界のニーズに応じた高度人材育成を産学連携により育成するとともに、実用化研究開発に対する支援を行い、大学発ベンチャー支援者ネットワークの強化等により大学発ベンチャーの質の向上を図るなど、産学連携を多面的に展開する。

3. 民間企業のイノベーションシステムの改革

新産業の創造を支援するため、民間企業における実用化の技術開発に対して提 案公募型の研究助成を行う。また、技術開発とコンサルティング等の一体的な支 援により、中小・ベンチャー企業等の事業化を促進する。さらに、研究開発促進 税制等により研究開発投資を引き続き重点的に推進する。

4. 地域における科学技術の振興

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、実用化 技術開発等を推進し、産業集積 (産業クラスター) を深化・拡大させる。

5. 競争的研究資金制度の拡充

研究者の能力を最大限に発揮させ、研究開発の競争的環境の醸成に資する競争 的研究資金制度について一層の拡充等を図る。

6. 独立行政法人における研究開発の推進等研究基盤の整備

イノベーションの推進に資する最先端研究開発を着実に実施するとともに、研究開発等の効率化に不可欠な知的基盤の整備や、技術開発成果等の普及に向けた 国際標準化活動を推進する。

1. 研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化

「新産業創造戦略2005」を踏まえ、新産業につながる技術分野(半導体、創薬・診断、ロボット等の21分野)毎に、中長期的な市場ニーズ・社会ニーズを見据えて策定した「技術戦略マップ」を活用し、政策目標の実現シナリオの産学官での共有を図ること等により、効果的な研究開発を促進する。また、研究開発施策と導入支援、標準化等の関連施策との一体的取組(「研究開発プログラム」)を強化し、新産業の創造につなげる。

平成18年度においては、第3期科学技術基本計画に掲げられる政策目標実現に向けて、イノベーションによる国際競争力の強化等を目指すプロジェクト(プロジェクト群)を重点的に推進する。

また、「技術戦略マップ」については、質的向上を図るため、毎年度ローリング (見直し) 作業を行う。

18年度予算案 (17年度予算額)

(単位:億円)

研究開発プログラムの一層の強化

2,190 (2,308)

【高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム】

我が国半導体産業の「未来 (MIRAI)」を託す次世代半導体開発 60億 (46) 日本のお家芸「情報家電」の更なる競争力強化を目指すネットワーク技術開発 9 億* (4)

【健康安心プログラム・生物機能活用型循環産業システム創造プログラム】

ポストゲノム競争に勝ち残るゲノム創薬研究開発

66億 (新規)

世界最先端の診断・治療機器開発

20億*(7)

【21世紀ロボットチャレンジプログラム】

我が国発の次世代ロボット産業創造を目指すロボット技術開発 28億* (13)

【ナノテクノロジープログラム】

ナノの世界に挑む (チャレンジする) ナノテク実用化研究開発 23億 (8)

【革新的部材産業創出プログラム】

モノ作り "mnodzukuri"日本を支える高度部材・製造技術開発 44億 (新規)

【新エネルギー技術開発プログラム・省エネルギー技術開発プログラム】

水素社会実現の屋台骨、燃料電池技術開発

86億* (65)

環境・エネルギー制約へ対応する革新的な省エネ・新エネ・温暖化技術開発

94億* (62)

【宇宙産業高度化基盤技術プログラム】

我が国独自のGPSを目指す準天頂衛星システム

22億 (24)

注) 上記の内示額については複数のプロジェクトの集計額であり、*については新規事業が含まれる。

2. 産学連携の多面的な展開

計157 (153)

(1) 産業技術人材の育成

計36 (35)

産業界のニーズに応じた人材育成を図るため、スキル標準や人材育成カリキュラム等の策定、産学連携拠点の強化等を通じて、製造現場における中核技術を維持・確保していくための人材、技術経営(MOT)人材等の高度人材育成を行う。また、大学等における産業の現場と連携した人材育成システムの構築を目指し、産業界のニーズに応じた教育実施のための大学評価手法の開発等を行う。

産学連携製造中核人材育成事業

28 (24)

MOT人材育成プログラム導入促進事業

5 (5)

人材育成評価推進事業

1 (1)

研究現場の即戦力となる産業技術人材の育成 (産業技術総合研究所) NEDO研究開発プロジェクトと連動した人材育成・交流の場の設置

(2) 産学官連携を通じたイノベーションの創出

計122 (120)

産学官連携の更なる深化を図るため、各大学における産学連携活動について産業界の視点に立った評価を行う。また、引き続き実用化研究開発に対する支援を行うとともに、大学発ベンチャー1000社計画の達成を受け(注)、大学発ベンチャー支援者ネットワークの一層の強化等を通じた大学発ベンチャーの質の向上を図る。 (注) 平成16年度末で1,112社

また、産業技術総合研究所においては、非公務員型独法のメリットを最大限活用し、産業界や学界との連携を一層強化するとともに、研究成果の円滑な移転を 図る。

大学発事業創出実用化研究開発事業 (マッチングファンド) 34 (32)

大学発ベンチャー経営等支援事業 2 (2)

大学発ベンチャー支援者ネットワーク強化事業

(広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業20 (20) 億円の内数)

人材育成評価推進事業

1 (1)

民間企業との人材交流による連携強化と成果移転 (産業技術総合研究所)

3. 民間企業のイノベーションシステムの改革

計278 (293)

新産業の創造を支援するため、民間企業における実用化のための技術開発に対して提案公募型の研究助成を行う。また、産業技術基盤の高度化等に向けた、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発等の支援を行うとともに、技術開発とコンサルティング等の一体的な支援により、中小・ベンチャー企業等の事業化を促進する。

さらに、研究開発促進税制、産業競争力のための情報基盤強化税制により、研究 開発投資・高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を引き続き重点 的に推進する。

産業技術実用化開発補助事業

66 (65)

中小企業基盤技術革新促進事業

66 (新規)

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

40 (49)

研究開発促進税制の見直し・強化

産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

4. 地域における科学技術の振興

計578 (463)

地域において形成が進んでいる産業集積 (産業クラスター) を更に深化・拡大させるため、産学官の広域的な人的ネットワークの形成・拡充、地域における実用化技術開発の推進、新事業支援施設の整備等のインキュベーション機能の強化を図る。

産学官のネットワーク形成等 74 (78)

産業クラスター計画推進のためのネットワーク形成 19 (19)

実用化技術開発等の支援 403 (332)

地域新生コンソーシアム研究開発事業の拡充 163 (136)

(うち、地域モノ作り革新枠25 (18)、他府省連携枠25 (20))

地域新規產業創造技術開発費補助事業 51 (64)

地域の技術特性を活かした中小企業の支援と育成 (産業技術総合研究所)

8 (11)

新事業支援施設の整備等 67 (52)

大学連携型起業家育成施設整備事業 13 (14)

5. 競争的研究資金制度の拡充

計306 (299)

研究者の能力を最大限に発揮させ、研究開発の競争的環境の醸成に資する競争的研究資金 (広く提案を公募して、主に大学等の研究者に配分する形式の研究資金)制度について一層の拡充等を図る。

産業技術研究助成事業 65 (62)

大学発事業創出実用化研究開発事業 (マッチングファンド) 34 (32)

地域新生コンソーシアム研究開発事業 163 (136)

6. 独立行政法人における研究開発の推進等研究基盤の整備 計966 (985)

イノベーションの推進に資する最先端研究開発を着実に実施するとともに、地震 予測のための観測網の整備、研究開発や産業活動の効率化に不可欠な知的基盤(計量標準、計測・評価方法、データベース、研究材料(生物遺伝資源等)等)の整備を 推進する。また、ISO(国際標準化機関)/IEC(国際電気標準会議)での新規提 案数の増大等、国際標準化活動を推進し、我が国主導の国際規格獲得の拡大を図る。

産業技術総合研究所運営費交付金・施設整備費補助金 722 (724)

製品評価技術基盤機構運営費交付金・施設整備費補助金 77 (79)

国際標準化活動の戦略的推進 23 (19)



中小企業関係予算案等の概要



中小企業庁

. 基本的考え方

中小企業の景況は、一進一退の状況の中で改善の兆しが見られるものの、業種や地域毎に、改善状況にばらつきが見られる。

このような状況の下、モノ作りの基盤となる技術を有する中小企業への総合的な支援策を講ずると共に、人材育成・確保への支援や、中小企業金融の円滑化等に万全を期すことにより、我が国経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大を確固たるものとする必要がある。このため、以下の考え方を基本に施策を展開する。

1. 基盤技術を担う中小企業への支援

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出のため、優れた基盤技術を有する中小企業に対し、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する 法律(仮称)」による法的措置や研究開発支援等、総合的な支援策を講じる。

2. 中小企業の人材確保・育成支援

高等専門学校等と連携した実践教育や、優れた経営ノウハウ等を持ったOB人材の活用により現場の人材育成を図るほか、若者と中小企業とのネットワーク構築等により、中小企業の人材確保・育成を支援する。

3. 地域の中小企業活性化

地域の資源を活かした商品の開発や、販路拡大等に取り組む中小企業を支援するとともに、中小企業の事業再生や新事業展開への支援を強化する。

4. 中小企業金融の多様化・円滑化

担保や個人保証に過度に依存しない融資を促進するほか、利用者の視点に立って信用補完制度を見直すことにより、中小企業金融の多様化・円滑化を図る。

5. 商店街・中心市街地活性化の重点化

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指す地域に対し、重点的・集中 的に支援する。

. 18年度予算案等

1.18年度予算案

平成17年度予算額	18年度予算案	
1,300 億円	1,204 億円	

1300億円のうち、三位一体改革により、18年度から地方向け補助金169億円を廃止。 この他、財務省、厚生労働省において412億円の1次内示(17年度予算額:430億円)

- ・中小企業金融公庫 (保険部門) に対する出資等 (財務省計上) 365億円
- ・国民生活金融公庫に対する利子補給金 (財務省計上)
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構に対する運営費交付金 (厚生労働省計上) 38億円

2.17年度補正予算額

17年度補正予算額 800**億円**

(1) アスベスト関係予算 37億円

中小公庫出資金:24億円 国民公庫出資金:13億円

(2) 追加財政需要 762億円

中小公庫融資部門 収支差補給金:240億円中小公庫信用保険部門 出資金:522億円

3. 財政投融資計画額(貸付規模)

単位:億円

	18年度計画	17年度当初計画	16年度実績
中小企業金融公庫	注1 16,403	18,300	16,463
(うち証券化)	1,503	1,503	130
国民生活金融公庫	注2 26,000	30,000	23,582
(うちマル経)	4,500	5,000	2,084

- (注1) 予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について5割を限度に増額することができる(弾力条項)ので、最大2兆5,827億円の貸付規模を確保することが可能。
- (注2) 国民生活金融公庫は普通貸付ベース。上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通 貸付に振り向ければ、最大で4兆900億円の貸付規模を確保することが可能。
- (注3) 商工組合中央金庫については、財政投融資計画の対象外であり、自ら債券発行等による資金 調達を実施。18年度の融資計画は1.8兆円としている。

. 重点項目

1. 基盤技術を担う中小企業への支援

我が国製造業の国際競争力の源泉は、鋳造、鍛造、めっきなど、モノ作りの基盤となる優れた技術を有する中小企業が、製品・部品の開発・生産プロセスにおいて、川下の企業と密接な摺り合わせを実施している点にある。

燃料電池やロボット等の先端的産業を始め、我が国経済を牽引していく製造業の国際競争力の強化及び新産業の創出のためには、基盤技術を担う中小企業の競争力を一層高めて行くことが重要。

しかし、こうした中小企業は、競争の進展に伴う取引関係の変化や、技術の高度化・専門化による技術開発リスクの上昇、人材・資金面での経営資源確保の困難さなど、様々な課題に直面している。

このため「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (仮称)」を制定し、川上・川下産業間の情報共有の促進や、基盤技術に関する研究開発への支援等、戦略的・重点的な施策を展開する。

(1) モノ作り基盤技術の研究開発支援

重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、川下産業のニーズを的確に反映した基盤技術の高度化戦略 (技術別指針) を策定し、これを踏まえた、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を支援する。

18年度予算案 17年度予算 **戦略的基盤技術高度化支援事業** 64.0**億円** (新規)

(2) 川上・川下間のネットワークの構築支援

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業との間の緊密なコミュニケーションを通じ、「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」を図るため、川上・川下間の連携・摺り合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、ビジネスマッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取り組みを支援する。

18年度予算案 17年度予算

川上・川下ネットワーク構築支援事業 2.0億円 (新規)

(3) 高専等を核とした中小企業人材育成システムの構築

団塊の世代が順次定年に達する2007年を控え、中小企業を支える技術人材の育成は我が国産業の競争力維持・強化にとって重要な課題。このため、高専等の有する設備やノウハウ等を活用し、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成を支援する。

18年度予算案 17年度予算

高専等活用人材育成支援

4.0**億円** (新規)

(4) 計量標準による技術の精度・信頼性の客観的な証明

中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、地域の試験検査機関等による精度管理システムの構築や人材育成、施設整備等を行う。

18年度予算案 17年度予算

中小企業への計量標準基盤強化事業 5.5億円 (新規)

(5) 基盤技術の承継の円滑化

モノ作り中小企業が蓄積・保有する技術・技能の承継を円滑化するため、自 社が有する設計・加工ノウハウ等を電子的に蓄積・活用する事を可能にする、 汎用性の高いソフトウェアを開発し、中小企業者に提供する。

18年度予算案 17年度予算

中小企業基盤技術継承支援事業

4.9**億円** (新規)

(6) 中小企業の知的財産権の保護・活用支援

知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口として、全国の商工会・商工会議所を「知財駆け込み寺」として整備・拡充を行う。併せて、企業経営の中核に知財戦略を据えた企業活動を普及するためのセミナーを各地で開催する。

18年度予算案 17年度予算

(新規)

中小企業知的財産啓発普及事業 1.0億円

2. 中小企業の人材確保・育成支援

我が国の経済成長を支えてきた団塊の世代が順次定年に達する2007年を控え、 中小企業の優れた技術力の維持について懸念が高まっているが、中小企業にとっては若手人材の確保は容易でない状況にある。

また、現場の大幅な人員削減や技術の短サイクル化等により、従来型の社内O JT中心では十分な人材育成に支障を来す恐れがある。

このため、中小企業と若者との相互理解の促進や、高専等を核とした地域における人材育成、企業等のOB人材の技術・ノウハウを活用するためのマッチング

事業等により、中小企業の人材確保・育成を支援する。

(1) 若者と中小企業とのネットワーク構築事業

最近の景況の好転を背景に大企業の新規採用が活発化する一方、中小企業の人材採用事情は厳しく、いわゆる2007年問題を目前に、中小企業の若年人材確保は喫緊の課題である。このため、ジョブカフェや商工会議所等を中心とした、地域企業とネットワークを有するコーディネータによる、若者と中小企業とのネットワークを構築していく取り組み(職場体験や採用力向上の為の研修等)を支援し、中小企業の若年人材の確保を支援する。

18年度予算案 17年度予算

若者と中小企業とのネットワーク構築事業 19.0億円 (新規)

(2) 高専等を核とした中小企業人材育成システムの構築 (再掲)

中小企業を支える技術人材の育成は我が国産業の競争力にとって重要な課題である。このため、高専等の有する設備やノウハウ等を活用し、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成を支援する。

18年度予算案 17年度予算

高専等活用人材育成支援

4.0**億円** (新規)

(3) 企業 OBと中小企業のマッチング支援

中小・ベンチャー企業の新事業展開や経営革新等に不足しがちな、経営戦略等を助言する知見やノウハウを持った人材(企業等のOB)の掘り起こしや情報提供により、中小企業とのマッチングを行うことで中小企業の経営・技術等の向上を支援する。

18年度予算案 17年度予算

企業等OB人材活用推進事業

5.2**億円** (5.1**億円**)

(4) 少子化時代に対応した経営への支援

中小企業が講じている良い少子化対策の例を見ると、対策自体に対する従業員の満足度が高いことに加え、社員のモチベーションが上がり、製品の不良品率が低下したり、社員のモラルが向上した等、企業経営にも良い効果をもたらしている。

このように良い少子化対策、すなわち少子化対応経営を実施している中小企業等の事例を調査し、また少子化対応経営に伴うコスト、ベネフィット、関連諸施策を調査し、普及を図ることにより、中小企業の少子化対策を促進する。

18年度予算案 17年度予算

中小企業少子化対応経営普及事業 0.9億円 (新規)

3. 地域の中小企業活性化

景気は緩やかな回復基調にあるものの、地域によって回復状況にばらつきが見られており、地域の中小企業の活性化は、我が国経済全体の底上げを図る観点から極めて重要な課題。

このため、中小企業による地域の資源を活かした商品の開発や、販路拡大への 取組を幅広く支援するとともに、中小企業の再生や新事業展開への支援を強化す る。

(1) 小規模事業者全国展開支援

地域の小規模企業による、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発、観 光資源開発及びその販路開拓に対して幅広く支援する。また、全国商工会連合 会において、百貨店や旅行代理店の担当者を招いた商談・展示会を開催し、各 地で開発された特産品等の効率的な販路開拓を支援する。

18年度予算案 17年度予算

小規模事業者新事業全国展開支援 25.1億円 (新規)

(2) JAPANブランド育成支援事業

地域の特性を生かした製品の魅力を更に高め、海外マーケットにおける評価 (ブランド力) を確立するべく、商工会・商工会議所等が地域企業をコーディネートして行う、新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等の取組に対し、複数年度に亘って支援を行う。

また、地域が一丸となって取り組むブランド戦略の策定を支援する。

18年度予算案 17年度予算

JAPANブランド育成支援事業 10.1億円 (9.1億円)

(3) 創業や新事業活動への密接な支援

商工会・商工会議所等の優れた支援人材 (シニアアドバイザー) が創業や新事業展開を志す者に対し、ビジネスプランの策定や市場調査等への支援を行う ことにより、創業、経営革新の芽の開花・結実を支援する。

> 18年度予算案 17年度予算 シニアアドバイザー事業 18.0**億円** (12.0**億円**)

(4) 再生に取り組む中小企業への支援

今後も増加が見込まれる中小企業の再生へのニーズに対応するため、再生計画策定支援の体制強化等、中小企業再生支援協議会の強化を図る。更に、再生ノウハウの普及に向けたセミナー開催により、再生支援人材を育成する。

18年度予算案 17年度予算

中小企業再生支援協議会事業 30.5億円 (29.7億円)

4. 中小企業金融の円滑化

中小企業にとっては、円滑な資金調達は、経営上、最も重要な課題。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の一層の拡大とともに、信用補完制度について、利用者ニーズや利用状況の変化等を踏まえた制度の抜本的な見直しを行うこと等により、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

(1) 担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進

民間金融機関による中小企業者向けの無担保融資を促進するため、昨年7月に開始した中小公庫による証券化支援業務の中小企業の対象層を、産投出資の活用等により、大幅に拡充するとともに、事業規模を2700億円に拡充する。また、中小公庫による担保特例制度の拡充を行う。

18年度予算案 17年度予算

証券化支援事業 一般会計 45.0億円 (35.0億円) **産投出資** 254.0億円 (40.0億円)

【拡充ポイント】

・中小企業者の対象層:要注意先層まで拡充

・事業規模:2400億円から2700億円に拡充

中小公庫による担保特例制度の拡充 (財投要求)

・無担保特例

5千万円 8千万円

・担保不足特例(貸付額の75%以内)8千万円 1億2千万円

(2) 信用補完制度の抜本的な見直し

信用補完制度について、利用者の視点に立った制度の見直しやサービスの向上、保証協会と金融機関との適切な責任共有による連携強化、更には信用補完制度の持続的な運営基盤の確立等、制度創設以来の抜本的な見直しを行うため、信用保証協会の運営基盤の強化を図る。

18年度予算案 17年度予算

信用保証協会の運営基盤の強化等 54.0億円 (54.0億円)

5. 商店街・中心市街地活性化対策の重点化

急速な少子高齢化の進展、及び人口減少社会の到来を目前に控え、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり (コンパクトシティ) に取り組む中心市街地に対して、集中的かつ効率的な支援を実施する。

また、まちのコミュニティの中心として、少子高齢化対策等の政策課題も視野においた商店街作りへの取り組みを促進する。

(1) コンパクトなまちづくりに取り組む中心市街地への重点的な支援 コンパクトなまちづくりに向けて、行政、地権者、住民等の多様な参画を得 て、都市機能の市街地への集約と、中心市街地のにぎわい回復を一体的に取り 組む中心市街地に対して、国土交通省をはじめとする関係省庁とも連携し「選 択と集中」により重点的な支援を行う。

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

18年度予算案 17年度予算 59.1**億円** (41.0**億円**)

(2) 少子高齢化等に対応した商業施設整備

少子高齢化、環境保全、防犯・防災等に対応するため、商業基盤施設等の個別事業のみならず、空き店舗を活用した保育所やバリアフリー舗道の整備など、 地域における商店街の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進する。

18年度予算案 17年度予算

少子高齡化等対応商業施設整備事業 28.9億円 (新規)





知的財産政策関連予算案等の概要



特 許 庁

「知的財産立国」の実現に向け、「新産業創造戦略」及び「知的財産推進計画2005」に沿って、以下の施策を中心に知的財産政策を強力に推進。

- . 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現
- . 模倣品対策とデザイン・ブランドの保護強化
- . 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援
- . 知的創造サイクル活性化のための環境整備

平成18年度 特許特別会計 予算案 (歳出)

1,186**億円** (平成17年度予算額 1,176億円)

. 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現

「審査順番待ち期間」を2013年に世界最高水準である11ヶ月に短縮するための施策を総合的に実施し、最終的には審査順番待ち期間ゼロを目指す。

【768億円 (750億円)】

1. 任期付審査官の大幅増員

98人

今後約80万件にも上ると予想される審査順番待ち案件を迅速・的確に処理する ため、平成16年度から平成20年度までの5年間において、合計500人を目途に任 期付審査官を確保する。

2. 先行技術調査の強化

167億円(152億円)

民間能力を活用する特許審査の先行技術調査 (サーチ) を強化するため、登録 調査機関の増大を図りつつ、外注件数の拡大 (20万件) 及び内容の充実 (審査効 率の高い「対話型」の拡大) を行う。

成果重視事業の活用 (弾力的予算執行が特徴)

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、審査・審判の迅速化及び外部 ユーザーへの情報提供の拡充の飛躍的向上を可能とする。

新事務処理システムの開発

27億円 (初年度)

【新事務処理システムにより実現できる項目の例】

- ・出願・審査書類情報のリアルタイムでの提供
- ・ホスト・コンピュータ (レガシー・システム) の廃止

4. 知的財産保護の国際調和・協力の推進

WIPO (世界知的所有権機関) 等における特許制度の国際調和に向けた取組みを推進するとともに、米欧その他の外国特許庁との間でサーチ・審査結果等の相互利用を行うことにより国際的な審査迅速化や利用者の利便性向上を図る。このため、平成18年度に我が国において開催する予定の日米欧三極特許庁会合や先進国会合を活用して積極的なリーダーシップを発揮する。

我が国が提案している「特許審査ハイウェイ構想」(第一国で特許された出願については、外国においてより簡素な手続で早期審査を受けることができるようにするもの)の実現に向けた取組の推進

日米欧三極間の審査情報の電子的交換 (三極ドシエ・アクセス・システム) の 強化

日米特許庁間における出願書類 (優先権証明書データ) の電子的交換

. 模倣品対策とデザイン・ブランドの保護強化

我が国産業の国際競争力の維持・強化に資するため、アジア等における模倣品対策の充実や新たな付加価値の源泉となるデザイン (意匠権) やブランド (商標権) の保護強化を図る。

1. アジア等における模倣品対策の充実

10.2億円 (9.5億円)

侵害発生国における模倣被害を防止するため、我が国産業界とも連携を図りつ

つ、各般の模倣品対策を強化するとともに、我が国消費者等への普及啓発を行う。 侵害発生国の取締機関(裁判所、税関、警察等)の能力向上支援、日本企業の

権利行使等に対する支援

4.6億円 (3.2億円)

各国の知財関連人材の育成支援 (受入研修)

4.0億円 (4.1億円)

中小企業知的財産権保護対策事業(一般会計)

0.6億円 (0.6億円)

2. デザインやブランドの保護強化

1.9億円 (0.4億円)

新たな付加価値の源泉となるデザインの保護強化や模倣品対策の強化を図ると ともに利便性を向上させるため、意匠制度を見直すとともに、意匠インターネッ ト公報を開始する。

また、地域が育むブランド保護のために平成18年4月より新たに施行される地 域団体商標制度の周知を図り、円滑に実施する。

意匠法等の改正 (次期通常国会提出予定)

意匠インターネット公報の開始

0.4億円 (新規)

地域団体商標制度の周知、円滑な実施

1.0億円 (0.4億円)

. 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

知的財産面から地域再生に資するとともに、中小企業の権利取得等を支援するた め、総合的な施策を実施する。

1. 地域における戦略的な知財施策の展開 6.3億円 (1.8億円)

地域の関係する官民の組織・専門家が協力して地方経済産業局毎に設置が進ん でいる「地域知財戦略本部」を後押しし、各本部が策定する「地域知財戦略推進 計画」に基づく各種事業の実施を支援する。[地域知的財産戦略本部事業]

2. 中小企業の権利取得支援

11.9億円 (10.3億円)

中小企業の知的財産権の取得に必要な先行技術調査を実施するとともに、知識 の修得の支援を拡充し、よりきめ細かい対応を図る。

中小企業等特許先行技術調查支援事業

4.8億円 (4.8億円)

産業財産権相談会

2.6億円 (1.2億円)

産業財産権制度説明会

0.9億円 (0.8億円)

早期審査・早期審理制度、巡回審査・巡回審理

料金減免制度の手続簡素化等による利用拡大

中小企業知的財産啓発普及事業 (一般会計)

1.0億円 (新規)

. 知的創造サイクル活性化のための環境整備

産業財産権情報の迅速・豊富な提供、人材育成、企業経営者の意識改革等により、 創造・保護・活用からなる知的創造サイクル活性化のための環境整備を行う。

1. 産業財産権情報の提供と人材育成の推進

128億円 (129億円)

「知的財産立国」にとって不可欠な「情報」と「人」という基盤の強化に向けた事業を(独)工業所有権情報・研修館を活用して展開する。

「特許電子図書館」(産業財産権情報提供)のサービス向上 出願人向けサービスの強化

- ・インターネット出願の支援(業務追加)
- ・特許情報の活用アドバイスの実施等

先行技術調査業務実施者 (サーチャー) などの知財専門人材の育成

2. 産業界の意識改革

企業経営者等の意識改革を通じて、研究成果の知的財産としての戦略的な保護・活用を促すとともに、出願・審査請求内容の精査等、出願・審査請求構造の改革を推進する。

【意識改革の例】

- *経営戦略上、真に必要な特許出願・審査請求を行うよう促す
- *質の高い特許取得を促す
- *出願取り下げ・放棄制度の利用を促す



中小企業関係税制改正の概要

平成18年度税制改正より

- 1. 同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し
- 2. 役員給与の損金算入のあり方の見直し
- 3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長
- 4. 中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長
- 5. 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設
- 6. 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻還付措置の延長
- 7. 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備(物納手続の改善)
- 8. 交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化
- 9. 中小企業技術基盤強化税制の見直し・強化
- 10. その他の中小企業関連税制

1. 同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し

(法人税)

同族会社の留保金課税について、対象となる法人を同族関係者1グループで株式等50%超保有の会社のみに限定し、残る同族性の高い対象法人についても、内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることにより、平均並の配当を行えば課税されなくなる抜本改正を行い、中小企業に不可欠な内部留保の充実を図る。

改正の概要

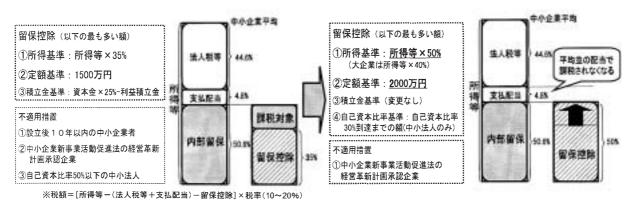
[現行制度]

対象法人

同族関係者3グループで株式等50%超保有

[改正後] 対象法人

同族関係者1グループで株式等50%超保有



改正の効果 課税対象の限定、留保控除の大幅引上げにより、中小企業にとって不可欠な内部留保の充実が図られる。

2. 役員給与の損金算入のあり方の見直し

(法人税)

来年5月施行の新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方で最低資本金要件の撤廃等により個人事業者が法人形態を選択することが容易化。このため、従来損金算入が認められていなかった臨時給与(ボーナス)について、あらかじめの定めがあれば損金算入を認めることとする一方、実質一人会社(低所得の会社等を除く)について、節税目的の法人成りを抑制する観点から損金算入法を適正化する。

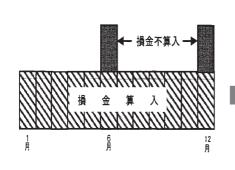
改正の概要

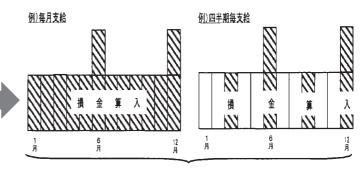
(1) いわゆる定期定額要件の緩和 [現行]

一月以内の機関を単位と して、定期的に同一の額を 支給する役員給与を損金算 入

[改正後]

あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与を損金算入 (年2回のボーナス等)





あらかじめの定めがあれば損金算入可能

(2) 実質一人会社の社長報酬の 損金算入に係る適正化

[現行]

個人事業者が法人形態をとれば、オーナー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与所得控除が利用可能(「経理の二重控除」)。新会社法で最低資本金要件等が撤廃、節税目的の法人成りが容易化。

[改正後]

実質一人会社 のオーナー社長報酬につき、 給与所得控除相当分を、法人段階で損金不算 入とする。

同族関係者で株式の90%以上保有し、常務に従事する役員の過半 を占める会社

適用除外: 所得 (課税所得とオーナー社長報酬の合計額) が800 万円以下の場合、 所得3000万円以下で、社長報酬の占める比率 が1/2以下の場合

改正の効果 中小企業のニーズに応じた役員給与の支給、節税のための法人成りの抑制が可能となる。

3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長 (法人税、所得税、住民税)

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力。依然として厳しい経 済環境の中、モノ作り基盤技術を担う企業など意欲ある中小企業の設備投資の活 性化を図ることが引き続き不可欠。このため、中小企業の思い切った設備投資を 可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、ソフトウェアを対象に追加する などの拡充を行った上で中小企業投資促進税制を延長する。

改正の概要

以下の拡充を行った上で、2年間延長(税額控除7%、特別償却30%)。

ソフトウェアを対象に追加

中小企業の生産性向上に資するソフトウェア投資が大企業に比べ不十分であるこ と等を踏まえ、ソフトウェアを対象に追加。

[生産性向上に寄与するソフトウェア投資の例]

CAD/CAMソフト (コンピュータ設計) ・製造支援):金属加工業等

[課題] 多品種少量生産のため、試作品製造 に相当のコスト・時間が必要。

[効果] コンピュータ上で作業を進めること により、実際に製造する試作品数の 削減が可能となり、コスト削減・納 期短縮に成功。

器具・備品の対象品目の拡充

中小企業の生産性向上に資する情報 化投資を支援するため、器具・備品の 対象品目を見直し、従来からの対象品 目である電子計算機に加え、デジタル 複合機を追加。

運用管理ソフト:運輸業

[課題] 乗車率の向上や空車両の減少による 経費削減。

[効果] コンピュータ上で配車予約、乗務員 別、車両別の売上集計が可能となる ほか、乗務員の日報作成・請求書作 成が迅速化し、大幅な業務効率の向 上を達成。

【延長後の対象設備等】

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 「電子計算機」「デジタル複合機」の器具 ・備品2品目
- (3) ソフトウェア
- (4) 普通貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上)
- (5) 内航船舶 (取得価額の75%が対象)

改正の効果 ソフト・ハード両面からの情報化投資をはじめとして、中小企業 の前向きな投資を後押しする本税制により、中小企業の設備投資が活性化され、 生産性の向上が図られる。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

(法人税、所得税)

わが国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠。中小企業の事務負担を軽減するとともに、小規模企業を中心に設備投資を促進する効果を有する30万円未満の小額減価償却資産の損金算入特例の延長を行う。

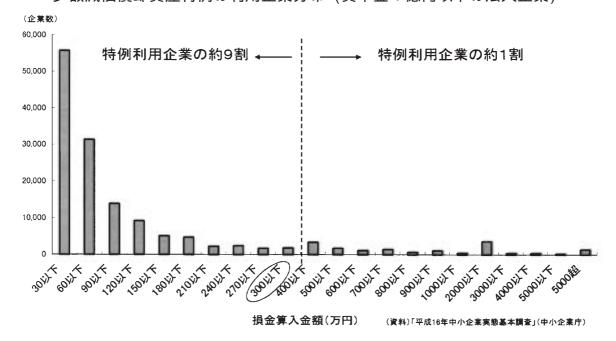
改正の概要

平成15年度改正で創設された少額減価償却資産の損金算入特例(資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める制度)について、特例の適用対象となる損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間延長する。

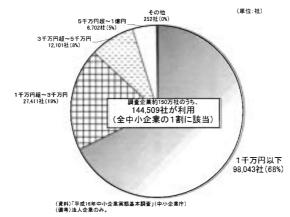
特例利用企業の約9割は年間損金算入額300万円以下

・中小企業の約1割が本措置を活用。そのうち資本金1千万円以下の小規模企業が約7割を占めており、小規模企業に積極的に活用されている。

少額減価償却資産特例の利用企業分布 (資本金1億円以下の法人企業)



特例を利用した中小企業の資本金階級別社数



改正の効果 本措置が延長されることにより、中小企業の事務負担の軽減に資 するとともに、小規模企業を中心に設備投資が促進される。

5. 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設 (法人税、所得税、住民税、事務税)

部門や企業を越えた情報資産の共有・活用及び情報セキュリティ対策は未だ不 十分。このままでは、競争力の低下及び社会全体の情報セキュリティリスクが顕在 化するおそれ。したがって、情報セキュリティを確保しつつ競争力を強化するため の新税制を創設する。中小企業については、その実態に応じた投資をサポートすべ く、年間投資額要件を低く設定するとともに、リースの適用を認めることとする。

制度の概要

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確 保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置を講 ずる。 (税額控除(10%)又は特別償却(50%)の選択適用)

【対象投資の内容】

OS 及びこれと同時に設置されるサーバー

データベース管理ソフトウェア 及びこれと同時に設置されるアプリケーショ ンソフトウェア

ファイアーウォール (または と同時に取得されるものに限る)

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの。

- (注1)年間投資額:資本金1億円以下300万円以上(資本金10億円以上:1億円以上、資本金1億円超10億円以下:3,000 万円以上)
- (注2) 資本金1億円以下の法人については、リース投資も税額控除の対象。(リース費用の総額:420万円以上)
- (注3) 適用期間は2年間。
- (注4) 税額控除について、法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

改正の効果 高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、 企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化する。

6. 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付措置の延長

(法人税)

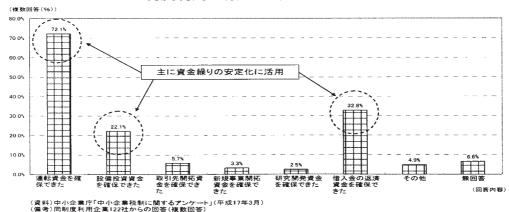
我が国経済を活性化するため、新産業・新事業の創出に寄与する中小・ベンチャー企業の一層の発展が重要。このため、事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和するため、欠損金の繰戻し還付措置を延長する。

改正の概要

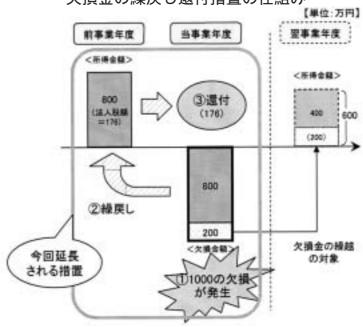
欠損金の繰戻し還付措置は平成4年度から適用停止中であるが、創業5年以内の中 小企業に適用される1年間の繰戻し還付措置を2年間延長する。

欠損金の繰越期間は7年間(恒久措置)

制度利用企業におけるメリット



欠損金の繰戻し還付措置の仕組み



改正の効果 本措置の延長により、事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難の緩和が図られる。

7. 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備 (物納手続の改善)

(相続税)

中小企業は付加価値を生み出す経済力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。そのため、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化のため、自社株式の物納に係る許可基準を緩和するなど手続を改善する。

改正の概要

物納許可基準の緩和・明確化

・これまで不明確だった物納不適格財産を法令で限定・明確化。取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、 業績等を問わずに認める。

物納手続の迅速化・明確化

- ・物納許可にかかわる審査期間 (原則3ケ月以内)の法定
- ・物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定等

その他納税者の利便の向上等

・延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設等

取引相場のない株式の物納について 現行の管理処分(許可)要件 改正後の管理処分(許可)要件 売却時 許可判断に数年要するケース有 許可判断は原則3ヶ月以内と法定 不適当 不谪当 場 般 |価証券届出書等 (競争入札の場合) 合競 : 基準を通達で規定 : 法令で限定的に規定 でよる売却を入札又は随 ・譲渡に関して定款に制限がある 取引相場のない株式に特有のもの としては譲渡制限株式のみ ・売却できる見込みのない場合 適当 随 不適当要件に該当しなければすべ 意契 て物納可能 買受確認書が提出されている場 約 但し、売却時に必要となる手続 (買受申出 書類を提出する旨の確約は必要 評価資料 (注1) の提出が必要 要請があれば有価証券届出書及び目 及び評価資料 優良法人(注2)で売却が確実に 論見書又は有価証券通知書を提出す る旨の確約書の提出 見込まれる場合 が 有価証券届出書等の提出についての発 評価資料を提出する旨の確約書の提 あ 行会社の協力確認が必要

(注1) 評価資料

(注2)

「貸借対照表 (直前期) 損益計算書 (直前期) 営業報告書 (直前期) 利益処分報告書 (直近二期) 財務諸表附属 明細書 (直前期) その他必要資料

直近二期の当期利益がマイナスとなっていない、 直近二期の総資本経常利益率・売上高経常利益率・総資本回転率の うち2つが同業種平均超、 直近二期において配当可能利益有、のいずれも満たすこと

改正の効果 許可基準の緩和等の手続の大幅改善により自社株式の物納が増加し、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化に資する。

8. 交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化

(法人税)

交際費は原則として損金不算入とされているが、販売促進の手段が限られている中小企業にとって、その事業活動に不可欠な交際費が損金として認められることは非常に重要。また、交際費の範囲については、会議費等の隣接費用との区分が明確でないなど様々な議論が存在。中小企業の事業活動を円滑化するため、交際費について、中小企業に限って認められている損金算入の特例措置を延長するとともに、課税の範囲の明確化を行う。

改正の概要

- (1) 損金算入の特例の延長 資本金1億円以下の企 業に限って認められてい る交際費の損金算入特例 を2年間延長する。
- (2) 交際費の課税上の範囲 の明確化

最近の交際費課税制度の改正

	損金不算入 適用対象法人	損金算入限度額等	備考
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	
	5,000万円以下	定額控除 (300万円)	-
	1,000万円以下	定額控除 (400万円)	
	資本金5,000万円超	全額損金不算入	
平成6年度	5,000万円以下	定額控除 (300万円) ×90%	縮減
	1,000万円以下	定額控除 (400万円) ×90%	
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	
	5,000万円以下	定額控除 (300万円) ×80%	縮減
	1,000万円以下	定額控除 (400万円) ×80%	
	資本金5,000万円超	全額損金不算入	
平成14年度	5,000万円以下	定額控除 (400万円) ×80%	拡充
	資本金1億円超	全額損金不算入	
平成15年度	1 億円以下	定額控除 (400万円) ×90%	拡充

交際費支出総額3.5兆円 (平成15年分)



実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費(役職員の間の飲食費を除く)について損金算入を認めることを明確化する。

改正の効果 交際費の損金算入特例の延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化が図られる。

9 中小企業技術基盤強化税制 (税額控除割合上乗せ措置) の見直し・強化 (法人税、所得税、住民税)

我が国経済の活性化に向け、中小企業がその機動性・独創性を活かして取り組 む研究開発への積極的な取組を支援するため、中小企業技術基盤強化税制の恒久 的措置に加え、研究開発投資の増加額について、控除率の優遇を講じる。

改正の概要

中小企業技術基盤強化税制

試験研究費総額の12%を税額から控除する(恒久 的措置)。

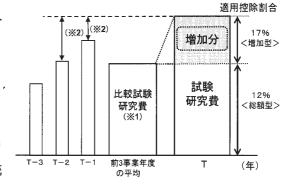


試験研究費の増加額に係る税額控除制度 (2年間の措置)

上記恒久的措置に、増加型の税額控除制度を統 合し、増加額に対して追加的に5%を税額控除。

なお、比較試験研究費は、直近の3事業年度の試験研究費の平均(1)。

また、直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが条件(2)。



【総額型(恒久的措置)と増加型を統合】



この結果、増加分に対して合計17%の税額控除となる。

改正の効果の研究開発投資の増加に対する税額控除の拡充を通じ、我が国の中 小企業の研究開発投資の一層の増大を図り、激化する国際競争に勝ち抜く産業競 争力を実現。

10. その他の中小企業関係税制

- (1) 適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税移換措置
 - 【概要】特定退職金共済制度について、年金受給者に対する受給権保護を担保する 仕組みを法律上位置づけた上で、平成24年3月末で廃止予定となっている 適格退職年金制度から特定退職金共済制度へ年金資産を非課税で移換する ための所要の措置を講ずるべく検討を進める。
 - 【効果】中小企業の従業員の生活の安定と福祉の向上を図る。

- (2) 中心市街地活性化法改正に伴う所要の税制措置 (相続税)
 - 【概要】法律に基づく中心市街地活性化に係る事業計画に協力する形でテナント配 置等に努力する地権者等の取組が、土地の財産評価に反映されるよう、法 律改正の概要・制度等を周知する措置を講じる。
 - 【効果】中心市街地における商店街の空き店舗対策は重要であり、にぎわいの回復 を目指したテナント配置等の取組が財産評価に反映されることで、地権者 の参加が促され、中心市街地の活性化が図られる。
- (3) 特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例措置の延長(法人税・所得税)
 - 【概要】多額の費用を要する集団化事業の促進を目的として、集団化事業を実施した中小企業者の自己資本を充実させるために、一定要件の下、事業用用地等の資産の買換えを行った場合に発生する売却資産(旧資産)の譲渡益に対する課税を取得資産(新資産)の処分時まで繰延べることを認める措置を延長する。
 - 【効果】大規模な事業場等の移転を伴う集団化事業は、多額の費用を要する。その ため、本特例措置により、事業に参加する中小企業者の自己資本が充実し、 集団化事業の促進が図られる。
- (4) 中小企業等協同組合法改正に伴う所要の措置(法人税、所得税等)
 - 【概要】中小企業組合における組合運営の規律強化、共済事業の健全性・透明性の 確保及び中小企業組合の活動の円滑化を内容とする中小企業協同組合法改 正に伴い、事業協同組合の行う共済事業の見直し等に併せて、既存の税制 措置の取扱いについて整備を行う。



人口減少社会における労働政策の課題

平成17年度版労働経済白書より

厚生労働省は、平成17年版労働経済白書を発表し、第1部「平成16年労働経済の推移と特徴」、第2部「人口減少社会における労働政策の課題」の2部構成から成っている。人口減少社会での持続的発展に向けての取り組むべき課題について分析し、多くの人が仕事を通じて社会とのつながりを持ち、支え合っていくシステムを創り上げていく必要があるとしている。

労働力供給の現状と課題

2007年以降、「団塊の世代」が引退課程を迎えると、労働力人口も減少に転じ、今までのコスト負担は低下する。仮に、現在の賃金構造を前提とすると、企業の労務コストは、毎年約1兆円ずつ減少し、10年間で約88兆円減ると白書では試算している。

一方で、「ニート」と呼ばれる若年無業者は64万人と依然高水準。白書は、みんなで働き支え合うことで経済社会の活力を維持し、そのことが、持続可能な社会保障制度を構築し、税や保険料を負担しうる社会各層の活力を養うことにもなるとしている。

人口減少下での持続的発展に向けて

人口減少社会で持続的発展を目指していくためには、技術革新よって支えられた 産業構造の高度化が重要である。その高い生産力によって生み出された付加価値が、 勤労者に配分され、新しい消費ニーズを生み、さらなる雇用機会の創出につながっ ていく、という経済循環を今後も重視していかなくてはならない。

また、人口減少社会において働くということは、働いて所得を得るということだけでなく、一人ひとりが自立し、社会の中に自分の役割を見つけ、その役割のために働くことを通じて社会に参加することを意味する。若年者、女性、高齢者、更には障害のある人々も含め、みんなで働き支え合っていくことが、人口減少社会での豊かさを実現していく基礎になるとしている。

今後の労働政策の基本的な運営の方向性

当面の取組みとして、まず、若年者については、職場体験等を通じたキャリア教育を地域社会が一体となって効果的、効率的に取り組むことが求められる。進路が決まらない学卒者等に対しては、実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム・別掲)の受講促進、若年者のためのワンストップサービスセンターであるジョブ・カフェにおける職業選択に向けた情報提供や相談機能の強化、更に

は「若年自立塾」の創設や「フリ ーター20万人常用雇用化プラン」 等の推進をあげている。

一方、高齢者の活用については、 65歳までの定年の引き上げ、継続 雇用制度の導入等が、平成18年4 月から段階的に義務化される。高 齢者の持つ技能を次の世代に円滑 に継承していくことも、企業経営 にとって重要な課題である。

また、女性については、出産に 伴う就業継続が困難であり、再就 職にあたっても十分な選択肢が用

人口・労働力人口の変化率 (推計) (単位 %)

	年	総人口	15歳以上 人口	労働力 人口	(参考) 経済成長率
	1975 80年	0.9	1.1	1.2	4.4
	80 85	0.7	1.2	1.1	3.5
	85 90	0.4	1.3	1.4	4.7
実績	90 95	0.3	0.8	0.9	1.5
	95 2000	0.2	0.6	0.3	1.1
	2000 05 (実績見込)	0.1	0.4	0.5	1.0
	2005 10	0.0	0.1	0.5	
	10 15	0.2	0.1	0.6	
推計	15 20	0.3	0.2	0.6	
がままり	20 25	0.5	0.4	0.6	
	25 30	0.6	0.5	0.7	
	30 50	(0.8)	(0.8)		
資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 総務省「人口推計」					

「労働力調査」より厚生労働省労働政策担当参事官室で推計

(注)

- 1)数値は5年間の変化率を年率換算したもの 2)2000 05 (実績見込)としたものは、2000年から2004年にかけての変化 率を年率換算したもの

 - 50は20年間の変化率を年率換算したもの

意されていないなどの課題があり、男女雇用機会均等をさらに推進し、企業におけ る育児期の勤務時間の柔軟化、短縮化ができる制度の導入の促進や、パートタイム 労働者の均衡処遇の推進によって、意欲を持った女性の就業を促進させることが重 要であるとしている。仕事と家庭の両立支援や多様な選択肢を整備することなどに より、男性も含めて、今までの働き方の選択肢を拡大することによって、社会全体 としての「多様就業型ワークシェアリング」が進展し、人々がそれぞれ多様なライ フスタイルを実現できるようになることが期待される。

日本の雇用システムは、労使の努力によって雇用安定と人材育成の優れた機能を 有しているが、今後は、こうした優れた機能を活かしながら、労働者一人ひとりの 能力をより的確に把握、評価し、労働者の主体性をより尊重した配置を行うなど、 一人ひとりの個性が生きる能力発揮と実力主義を目指していくことが大切である。

「みんなで働く社会」を目指し、働き方を見直し、より多くの人達が様々な形で

若年社員の定着のための工夫

(%) 40 35 30 25 20 15 10 5 抜擢 本人の希望を尊重し 避定若年社員の指導係の を設ける 研修の工夫 カウンセラーの導入 その他 特に何もしていない

(独)労働政策研究・研修機構「人口減少社会における人事戦略と職業意識に関する調査(企業調査)」(2004年) 複数回答。

働くことができる、懐の 深い雇用システムを創り 上げていかなくてはなら ないと結んでいる。